

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第56号

京都市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

京都市都市公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(公募による公園施設の設置許可等)

第5条の2 条例第8条の2第1項に規定する別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設の概要
- (2) 応募することができる者の資格
- (3) 応募を受け付ける期間
- (4) 応募に必要な書類
- (5) 特定使用者(条例第8条の2第1項に規定する特定使用者をいう。)を選定する基準
- (6) 使用料に関する事項
- (7) 使用期間
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 条例第8条の2第3項前段に規定する別に定めるときは、応募者のうちに前項第5号の基準を満たすものがないときとする。

3 条例第8条の2第3項後段に規定する別に定める事項は、第1項第2号、第3号及び第7号に掲げる事項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建設局みどり政策推進室)